

熊本地震における応急仮設住宅等と 地域支え合いセンターの現状と課題

伊 藤 久 雄

今年、1月25日から27日まで熊本を訪問した。今回の訪問は、福島県富岡町の泉玉露仮設住宅（JR常磐線泉駅至近）の皆さんが熊本地震の被災者の皆さんと交流し、福島の経験を伝えたいということで企画された。今回の企画は、NPO大震災義援ウシトラ旅団の平田理事長が熊本で支援する皆さんとの打ち合わせを行いながら実現したものである（私もNPO大震災義援ウシトラ旅団の理事である）。

本稿は、熊本訪問後の情報も加えながら、熊本地震における応急仮設住宅等の設置状況と地域支え合いセンターについて、東日本大震災において設置された応急仮設住宅やサポートセンターとの比較も行いながら、現状と課題を探ったものである（東日本大震災ではサポートセンターと呼ばれていたものが、熊本地震では地域支え合いセンターと呼ばれている。基本的な機能は変わらない）。

1. 熊本地震の被害状況

(1) 人的被害（消防庁情報：2017年4月13日現在）

単位：人

都道府県名	死 亡	重 傷	軽 傷
福 岡 県		1	16
佐 賀 県		4	9
熊 本 県	225	1,130	1,552
大 分 県	3	11	22
宮 崎 県		3	5
合 計	228	1,149	1,604

<参考> 死者数の内訳

【熊本県の場合】

- ・警察が検視により確認している死者数 50名
- ・災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による死者数 170名
(うち、市町村において災害弔慰金法に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの 167名)
- ・6月19日から6月25日に発生した豪雨による被害のうち熊本地震との関連が認められた死者数 5名

【大分県の場合】

- ・災害弔慰金法に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの 3名

なお、4月13日以降に新たに災害関連死の方が熊本県で1人認定され、4月23日現在では死亡は229人となっている。

(2) 建物被害 (消防庁情報：2017年4月13日現在)

県名	住宅被害			非住宅被害		火災 件
	全壊	半壊	一部損壊	公共建物	その他	
	棟	棟	棟	棟	棟	
山口県			3			
福岡県		4	251		2	
佐賀県			1		2	
長崎県			1			
熊本県	8,688	33,809	147,563	439	10,943	15
大分県	9	222	8,062		62	
宮崎県		2	21			
合計	8,697	34,037	155,902	439	11,007	15

(3) 避難の状況

① 避難指示・避難勧告発令状況 (消防庁情報：2017年4月13日現在)

	2016年12月14日現在	2017年4月13日現在
避難指示	2市町 (179世帯408名)	2市町 (179世帯408名)
避難勧告	3市町村 (357世帯883名)	3市町村 (336世帯816名)

② 避難所の状況 (各県からの報告)

【熊本県】

- ・2016年11月18日をもって、県内全避難所を閉鎖

- ・避難所への避難者最大数：183,882名（2016年4月17日、855箇所開設）

【大分県】

- ・2016年5月16日をもって、県内全避難所を閉鎖
- ・避難所への避難者最大数：12,443名（2016年4月17日、311箇所開設）

（4） 現地視察から

熊本地震は震度7が2回も繰り返されるという未曾有の災害であった。被災地視察は1月27日に西原村の被災地をまわったのと熊本城だけだったが、西原村は平地が田圃や畑となっており、民家は斜面に張り付くように建てられていた。被災は断層との距離も大きく影響したようであるが、新潟県山古志村の災害状況を思い起こすような状況であった。

熊本城はテレビ等で繰り返し報道された通りで、これからの復旧の困難さを思い知らされた。

2. 応急仮設住宅等の設置状況

（1） 熊本県等の資料から

- 応急仮設住宅等の入居状況（2017年4月30日現在）

	県 内		県 外		計	
	戸 数	人 数	戸 数	人 数	戸 数	人 数
建設型仮設住宅	4,157	10,894	—	—	4,157	10,894
借上型仮設住宅	14,772	33,991	123	210	14,895	34,210
公 営 住 宅 等	906	1,992	251	531	1,157	2,523
計	19,835	46,877	374	741	20,209	47,618

※ 2017年4月1日改正の内閣府告示第2条第2項で用語が定義されたため、従来「応急仮設住宅」と呼称していたものを「建設型仮設住宅」に、「みなし仮設住宅」と呼称していたものを「借上型仮設住宅」と改めた。

※ 県外の「借上型仮設住宅」の所在地は19都府県、「公営住宅等」の所在地は26都道府県、合わせて32都道府県

※ 「公営住宅等」は公営住宅、国家・地方公務員住宅、UR賃貸住宅等をいう。

○ 市町村別建設型仮設住宅と集会所数一覧

市町村	団地数	整備戸数	集会所数
熊本市	9	541	8
宇土市	6	143	3
宇城市	5	176	3
美里町	3	41	—
大津町	6	91	2
菊陽町	1	20	1
阿蘇市	4	101	3
産山村	2	9	—
南阿蘇村	8	401	6
西原村	5	312	4
御船町	21	425	11
嘉島町	11	208	3
益城町	18	1,562	16
甲佐町	6	228	4
山都町	1	6	—
氷川町	3	39	—
16市町村	110	4,303	64

※ 応急仮設住宅等の入居状況の整備戸数と一致しない理由は不明

(2) 現地視察から

① 甲佐町白幡仮設住宅

1月25日の午後、甲佐町白幡仮設住宅の皆さんとの交流会を持った。甲佐町白幡仮設住宅は90戸の規模で、昨年6月には完成し、入居が始まったところである。

② 益城町テクノ団地仮設住宅

益城町は最も被害が大きく、仮設住宅も1,562戸建設されている。私たちが訪問したテクノ団地仮設は500戸という大規模仮設で、テクノ団地という工業団地予定地に建設されている。大規模仮設ということで、スーパー（イオン）もあり、小売店舗も建設されていた。

③ 西原村小森仮設住宅

西原村の仮設は小森仮設住宅の1か所（団地数は5か所）だけで、312戸ある。熊本の仮設は全部で3か所しかみていないので、はっきりとは分からないが、ここは他の2か所にはない特徴がある。

第一に、小森仮設は5つに分かれているが、そのうちの1か所は木造の仮設で、土台もコンクリートであることである。この仮設は仮住まいが長期にわたると予測される住民のためにつくられたということで、入居者も一人暮らし、認知症を発症されている人、障害を持っている人などが暮らしている。

第二に、312戸の仮設に7か所の集会所と談話室があることである。また仮設店舗も建設中であり（日用品などの店舗や理髪店などが入る予定）、移動販売車もまわってきていた。

西原村は熊本市に近く、人口が増えているという珍しい村である。一時期は4,000人台まで減少した時期もあったようであるが、現在は6,700人ほどになっている。いずれにしても、仮設住宅は非常に手厚い印象であった。

3. 熊本地震と地域支え合いセンター

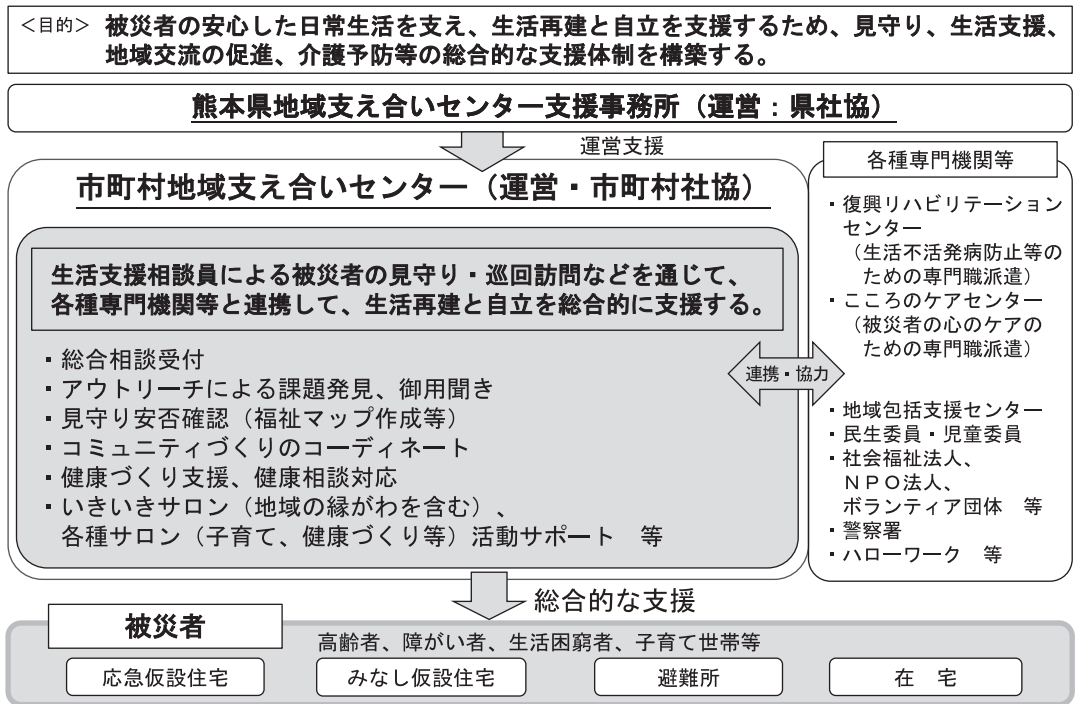
熊本県内の被災16市町村のうち15市町村では、被災した方々が、生活再建に向けて安心した日常生活を送れるよう、見守りや健康・生活支援、地域交流の促進などの総合的な支援を行う「地域支え合いセンター」を設置し、各地で活動している（センターの運営は各市町村の社会福祉協議会に委託）。

地域支え合いセンターでは、「生活支援相談員」などを配置して、建設型仮設住宅や借上型仮設住宅に住む方、在宅の被災者の方々などを巡回訪問し、専門機関などと連携して様々な相談や困りごとへの対応を行うほか、集会所でのサロン活動などのコミュニティ・交流の場づくりの支援を行う。

15市町村の地域支え合いセンターは、熊本市は5つの行政区に1か所、計5か所のほか、プレハブ仮設住宅担当（訪問当時の呼称、熊本市社会福祉協議会）を設置している。その他の市町村（宇土市、宇城市、阿蘇市、美里町、大津町、菊陽町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町）には1か所設置されている。

それぞれの支援センターは社協に委託され、社協が運営しているが、さらに地域担当の支援センターが置かれ、その運営は再委託されているところもある。

「地域支え合いセンター」のイメージ



(1) 熊本市地域支え合いセンター

熊本市の地域支え合いセンターは熊本市社協が直接運営している。

<職員体制>

	職員		再任用	看護師	嘱託職員		合計	
	班長	事務職			訪問	窓口		
中央区	1名	1名	1名	13名	10名	3名	1名	17名
東区	1名	1名	1名	17名	14名	3名	1名	21名
西区	1名	1名	1名	6名	4名	2名	1名	10名
南区	1名	1名	1名	8名	6名	2名	1名	12名
北区	1名	1名	1名	8名	6名	2名	1名	12名
合計	5名	5名	5名	52名	40名	12名	5名	72名

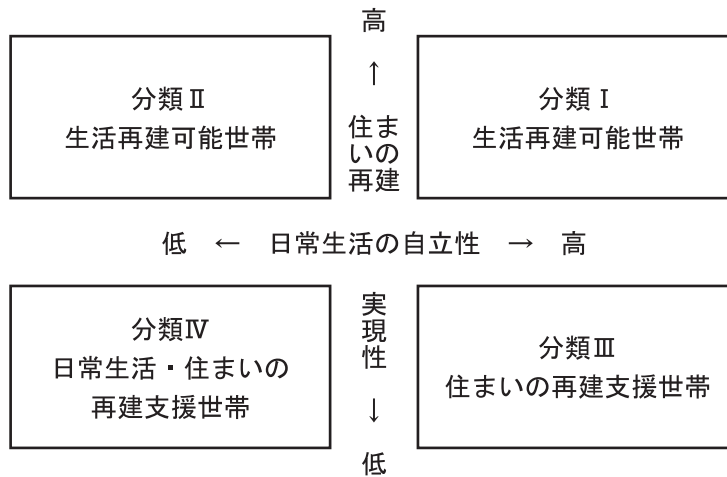
<業務内容>

- ① 応急仮設住宅入居者への戸別訪問による聞き取り調査
- ・被災者の生活状況等の把握
 - ・現時点での住まいの再建に対する意向の把握

・生活支援に関するニーズの把握

② 調査結果の分析と対応方針の検討

ア 被災世帯の類型化



イ 日常生活支援世帯の抽出と対応方針の検討

・世帯毎に家族構成や家族の健康問題等から、日常生活に関する支援の要否、見守りの要否、具体的な対応方針等を検討する。

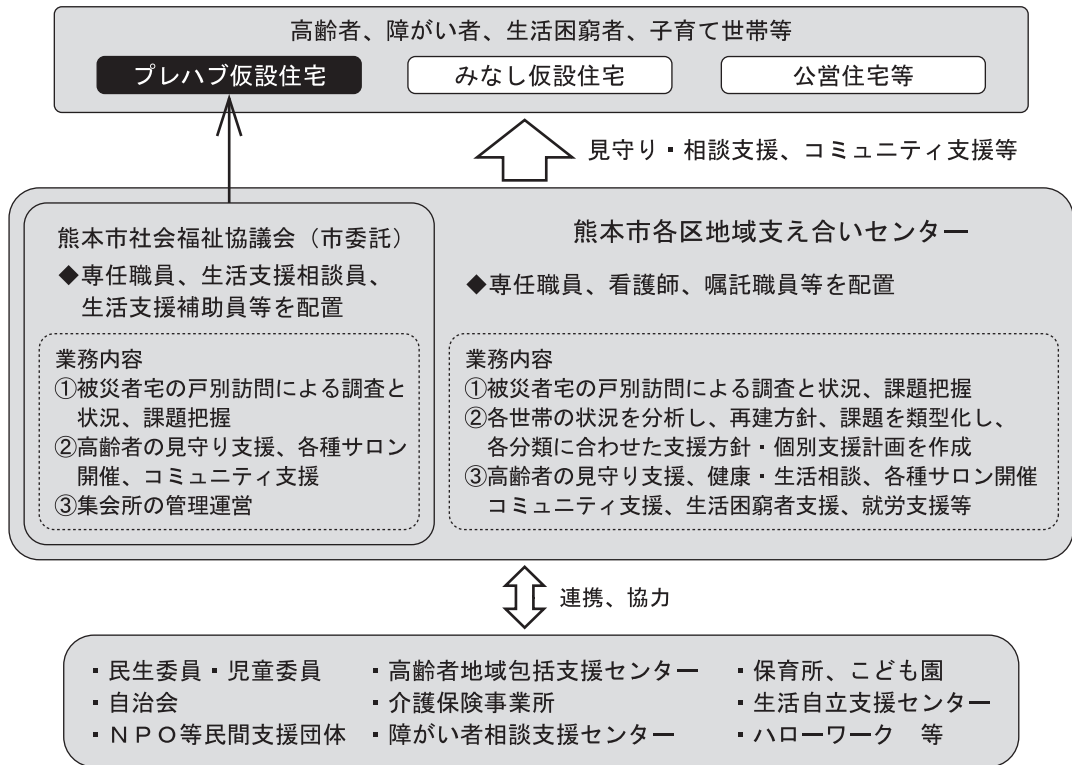
③ フォローが必要な世帯への対応（個別支援）

④ 地域でのサロンや健康教室等の開催（コミュニティ支援）

ア 応急仮設（プレハブ仮設）住宅

イ 公営住宅、みなし仮設住宅等

「熊本市地域支え合いセンター」のイメージ



◆ 被災者の世帯状況等調査

2016年6月～プレハブ仮設、公営住宅、みなし仮設住宅入居者の調査を実施

H28. 11. 15現在

	契約数	訪問件数 (延べ)	調査済	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ	分類Ⅳ
				生活再建 可能世帯	日常生活 支援世帯	住まいの 再建支援 世帯	日常生活 ・住まい の再建支 援世帯
中央区	1,651	1,433	861	538	38	212	73
東区	2,019	2,275	1,212	839	93	200	80
西区	718	720	419	263	18	102	36
南区	1,400	2,147	731	396	60	197	78
北区	876	855	491	290	52	101	48
合計	6,664	7,430	3,714	2,326 62.6%	261 7.0%	812 21.9%	315 8.5%

◆ 要フォロー者等の状況

	契約世帯の状況（未調査世帯含む）				調査済世帯の状況		
	高齢者が いる世帯	高 齢 者 のみ世帯	高 齢 者 数		要フォロー 件数※	うち要見守り件数	
			独居高齢者			社協対応	看護師対応
中 央 区	686	395	261	920	189		183
東 区	844	469	235	1,216	313	18	284
西 区	356	224	142	478	82		76
南 区	763	348	161	1,132	326	99	223
北 区	372	200	96	548	72		59
合 計	3,021	1,636	895	4,294	982	117	825

※ 要フォロー基準及び要見守り基準に基づきフォロー対象とした件数

要フォロー者への主な対応

- ・介護や福祉サービスが必要 → ささえりあ等へ連絡し、対応を依頼
- ・生活困窮者 → 福祉相談支援センター等を紹介
- ・独居高齢者や健康問題のある方 → 社協、区地域支え合いセンター看護師が訪問、TEL等で見守り等を実施

◆ その他の情報は「仮設住宅入居者くらし再建会議（平成28年11月21日）資料」を参照されたい。

https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=8567&sub_id=11&flid=98570

(2) 益城町の地域支え合いセンター

益城町の地域支え合いセンターは、以下のように社協・NPO等で役割分担をしている。

- 自宅で生活している方 社会福祉協議会
- テクノ・福富福祉仮設団地 全国訪問ボランティアナースの会 キャンナス熊本（有償ボランティア団体）
- 木山仮設団地 熊本YMCA
- その他の仮設団地 ライフサポートチーム（熊本県災害派遣福祉チーム（DCAT））が仮設団地の支援のために結成した福祉・介護・看護の専門職のチーム
- みなし仮設住宅 ところをつなぐよか隊ネット（約1,300世帯を担当）
- 障害者の方 アントニオ

私たちが訪問したテクノ団地仮設住宅の一角（集会所に併設されたかたち）に地域
 支え合いセンターの相談室があった。室内は狭いが、常駐スタッフがいて相談スペース
 もある。運営は社協から再委託された全国訪問ボランティアナースの会キャンナス
 熊本が行っている。

（3）西原村の地域支え合いセンター

西原村の仮設は小森仮設住宅1か所であるため、地域支え合いセンターは小森仮設
 住宅の入口に設置されている。センターの運営は村の社協。スタッフは主任生活支援
 員、各地区担当の生活支援相談員、生活支援補助員、合計20名で運営されている。仮
 設住宅（312戸のうち、入居は302戸）のほか、みなし仮設（訪問時の呼称、約120戸）
 を訪問し、住民から話を聞き、必要に応じて関係機関につないでいる。センター内には
 相談スペースも設けられている。下図は訪問時に配布されていたチラシである。

西原村地域支え合いセンターからのお知らせ

・ 地域支え合いセンターとは？

熊本県

⇒

補助

西原村

⇒

委託

地域支え
合い
センター

区役員
 地域包括支援センター
 民生委員・児童委員
 NPO法人・NGO
 ボランティア団体
 役場
 居宅介護事業所
 障がい者支援センターなど
 その他

熊本地震後、国の事業として西原村から社会福祉協議会が委託を受け開設されました。各地区担当の生活支援相談員・生活支援補助員がご自宅に出向き、お話を伺います。悩みごとやお困りごとに対し、必要に応じて関係機関におつなぎします。
 なかには「あまり話したくない…」「普段忙しいから…」「訪問はちょっと…」と様々な事情をお持ちの方もいらっしゃると思います。その事情に耳を傾け、対応していきたいと考えています。事務所内にも相談スペースを設けていますので、お気軽にお越しください。

○連絡先○
 西原村地域支え合いセンター
 （平日 9：00～17：00）

TEL：096（273）8383
 FAX：096（273）8373

住所：西原村大字小森3166-1
 構造改善センター横 仮設団地内

(4) その他の市町村の地域支え合いセンター（市町村社協のホームページ等から）

▽ 宇土市地域支え合いセンター

宇土市社会福祉協議会では、宇土市より委託を受け、熊本地震による仮設住宅入居者等の安心した日常生活を支えるため、地域支え合いセンターを開設している。

○ 事業内容

総合相談、見守り・安否確認、健康づくり支援・いきいきサロン運営、コミュニティづくりのコーディネート 等

支え合いセンターでは4名の生活支援相談員が仮設住宅等を訪問し、被災された方々の生活のサポートを行っている。また、電話での相談窓口も設置している。

▽ 宇城市地域支え合いセンター

宇城市からの委託で、被災者の孤立防止等のための見守り支援、日常生活上の相談支援、住民同士の交流機会の提供、地域社会への参加促進など被災者に対する支援を一体的に提供する体制の構築を図ることを目的として設置されている。

宇城市地域支え合いセンターには、生活支援相談員10名が配置されている。活動の1つとして、小川仮設、当尾仮設、豊野仮設、井尻仮設などで、地域交流の場として「どぎゃん会」を開催している（小川仮設では2017年6月22日で18回目の開催）。

▽ 阿蘇市地域支え合いセンター

主な活動内容は以下のとおり。

- 1 総合窓口としての相談受付、訪問などによる被災者の方々の生活状況の見守り、困りごとの把握や対応（専門機関へのつなぎなど）
- 2 交流の場づくりの支援、住民の方々によるサロン活動の支援
- 3 仮設団地等でのボランティアの相談受付
- 4 行政、関係機関との連携（定期的な会議など）

また、「こんなことがありましたらご相談ください。」と呼びかけている。

- ・地震後、仮設団地やみなし仮設に移り、ひとりで不安だ。
- ・元の地区から離れて寂しい、話し相手がいない。
- ・地震の影響で収入が減ってしまった、生活再建に不安がある。
- ・住宅再建について悩んでいる など

▽ 菊陽町地域支え合いセンター

菊陽町の広報誌だと思われるが、「地域支え合いセンターの職員に仕事内容や現状を聞きました。」というインタビュー記事が掲載されている（なお、職員は8人

だと思われる)。

『(前略)当初は、半壊以上の被害を受けた被災者へ生活用品を配布しながら、皆さんのお話を聴くことから始めました。また、孤立防止のためにみんなの家で仮設団地居住者を対象としたサロン「ふれあいの場」を10月24日に開始しました。これらの活動の中で、状況や心境には個人差があり、復興にはまだまだ時間がかかることに気付かされました。(後略)』。

また支え合いセンターでは、「お立ち寄りください『きくよーてらす』」をオープンし、他市町村から町内のみなし仮設に入居している人や、地震の被害にあった全ての町民が利用できる談話コーナーを設けている。

▽ 南阿蘇村地域支え合いセンター

南阿蘇村復興まちづくり計画に次の記述がある。

『久木野総合福祉センターに設置されている「地域支え合いセンター」について、被災者の孤立を防止するための巡回訪問や、見守り活動、相談支援・生活支援等を継続して実施していきます。』

▽ 御船町地域支え合いセンター

町の広報誌2017年3月号に、御船町地域支え合いセンターの特集が掲載されている。その記事には主な活動として3つが挙げられている。

『一つ目は生活状況や心配ごとを聞いて、専門機関や行政につなぐ「個人支援」です。そのために、日頃から訪問での声かけや見守り活動を行います。二つ目は、みんなの家で行っているサロンやイベント等の「集団支援」です。住民同士の交流の場づくりをボランティアやNPO団体と協力して行います。また活動で把握した課題を関係機関と共有し、解決に導けるよう連携していく。これが三つ目の活動です』。

御船町の地域支え合いセンターは、社会福祉協議会、公益財団法人熊本YMCA、くまもと健康支援研究所の3団体で構成されており、それぞれが担当仮設住宅等を訪問している。

社会福祉協議会	今城仮設、東小坂仮設、旧七滝中仮設、田代東部仮設、木倉仮設、七滝仮設、玉虫仮設、みなし仮設住宅、町各地域
公益財団法人 熊本YMCA	南木倉仮設、西木倉仮設、西往還仮設、落合仮設、滝川仮設
くまもと 健康支援研究所	ふれあい1・2仮設、小坂仮設、陣仮設、下高野1・2仮設、甘木仮設、高木1・2仮設

▽ 甲佐町

甲佐町震災復興計画に次の記述がある。

『地域支え合いセンターを拠点とした体制づくり』。

その他の町については、具体的な活動の記述、データ等はなかった。

4. 応急仮設と地域支え合いセンターを視察して

筆者は、東日本大震災の現状や課題について、自治総研に設置された「大規模災害と自治体」プロジェクトにメンバーとして加わり、主に仮設住宅や仮設住宅に設置されたサポートセンター、さらに公営復興住宅などについて視察やヒアリングの機会をえた。その成果は下記の2つの論文にまとめている。

- ・被災地復興の現在（月刊自治研 2015年3月号）
- ・住宅再建・災害公営住宅の建設と課題（自治総研通巻450号 2016年4月号）

東日本大震災の被災自治体（主に3県）と比較すると、次のような諸点を指摘することができると思われる（ただし、熊本県や被災市町村にヒアリングしていないので、断定的なことはいえない）。

① 仮設住宅（建設型仮設住宅）の基本は従来型のプレハブ住宅であるが、西原村には木造仮設住宅があった。先述のように、仮設の暮らしが長期化することが予想される村民を念頭に建設されたものである。熊本県との調整がどのようなものであったのか、ぜひヒアリングしたい課題である。

東日本大震災でも、自治体によっては木造仮設住宅を建設、提供したところもあった。今後は災害救助法の改正も展望しながら、自治体として柔軟な対応がとれるような検討が望まれる。

- ② 集会所の設置数が多いという印象である。15市町村の平均では、約67戸に1か所の集会所が設置されている。各市町村単位でも、平均100戸を超えるところはない。ただし、集会所の利活用は今後の課題だと思われる。
- ③ 仮設住宅を訪問するボランティアは不十分な町村があるということであった（訪問時に協力いただいたボランティアの方の話）。災害ボランティアセンターは社会福祉協議会に設置されることが多い。熊本地震のように、規模の小さい町村などが被災したときの都道府県の対応を検討すべきだと思われる。また、NPOなどの市民活動が十分では

ない自治体の課題もあると思われる。

④ 東日本大震災では「サポートセンター」と呼称したものが、熊本では「地域支え合いセンター」と呼ばれている。その機能は、東日本大震災を引き継ぐばかりでなく、活動する単位（範囲）が小さく、きめ細かになっていると思われる。市町村社協が直接運営するところと、社協からNPO等に再委託するところがあるが、15市町村の具体的な状況はヒアリングできていない。また、生活支援相談員や生活支援補助員などの研修体制も同様である。特に生活支援補助員は臨時的雇用であると思われるので、これらの課題もヒアリングが必要である。

⑤ 既述のように、熊本地震においては借上型仮設住宅（従来のみなし仮設住宅）が非常に多い。県内では戸数で74.5%、人数で72.5%、県外も合わせると戸数で73.7%、人数で71.8%といずれも7割以上を占めている。

報道によれば、熊本県では借上型仮設住宅における孤独死が問題になっている。

<毎日新聞（2017年4月17日）>

熊本県は17日、熊本地震の被災者用に県などが民間賃貸住宅を借り上げた「みなし仮設住宅」で、1人暮らしをしていた熊本市の40～80代の男女3人が誰にもみとられずに亡くなっていたと発表した。死因は3人とも病死で、遺体が見つかったのはいずれも死後2、3日だった。

熊本県内ではみなし仮設で1人暮らしをしていた6市町の男女13人が死亡していたことがわかり、県は孤独死に当たるかどうかなど詳細を自治体を通して調査していた。

県と熊本市によると、同市東区の40代女性は昨年7月24日に死亡。亡くなる前日まで電話などで安否確認をしていた知人が連絡がとれないのを心配し、同26日に女性宅を訪問して見つけた。

昨年12月23日に死亡した同市東区の70代男性は同26日、市地域支え合いセンターの職員が男性宅を見守り訪問。応答がなく新聞もたまっていたため、警察に通報して判明した。昨年9月、同市西区の80代女性もみとられずに亡くなっていた。

県によると13人の他に、みなし仮設で1人暮らしをしていた同市東区の70代女性が4月12日に死亡していたことがわかり、市は詳細な経緯を調べている。

蒲島郁夫知事は「支え合いセンターの活動やNPO、ボランティア、新聞、ガスなど民間との連携や情報通信技術を活用した見守り体制を構築したい」とのコメントを出した。

⑥ 借上型仮設住宅（みなし仮設住宅）が増加したのは東日本大震災からである。現在増

え続けている空き家・空き室は、今後も増加していくと予測されている。だとすれば、大災害時の応急仮設住宅に空き家・空き室を活用することはきわめて合理的である。あるいはまた、公営住宅を一定程度確保していくことも検討すべきである。

この場合、借上型仮設住宅（みなし仮設住宅）に分散した人々の把握をどうするのか、きちんと把握できたとしてもどう支えるのか、課題は多い。熊本地震をみると、規模の大きい自治体（熊本市）ほど、課題があると思われる。地域支え合いセンターの機能強化もふくめて今後の検討課題である。

⑦ 情報通信技術の活用も今後の課題である。筆者の知りうる範囲でも2社の通信技術がすでにある。しかし、県が明確な方針を確立し、財政的な支援も行わないと普及が難しいと思われる。情報通信技術の活用は、今後の超高齢社会の進展によって必要性が高まると予測されるが、まず大規模被災地で実験的に運用してみることから始めるのが現実的であり、実用的であると考える。

⑧ 今回の熊本地震では、福祉避難所が課題として挙げられている。たとえば京都府は「熊本地震で見えてきた課題への対応」の中で、次の課題（論点）を挙げている。

○ 公共施設の耐震化等

- ・庁舎の耐震化
- ・避難所として指定された施設の耐震化
- ・体育館のつり天井対策
- ・住宅の耐震化

○ 福祉避難所

- ・社会福祉施設等の耐震化
- ・施設側の受入体制の確保（収容能力、介護職員の確保など）
- ・健常者の避難による要配慮者の受入が困難

○ 車中泊避難

- ・指定避難所以外への避難（これまでは建物への避難が基本）
- ・駐車スペースの確保
- ・避難者数の把握や必要な救援物資の算出が困難
- ・エコノミークラス症候群による震災関連死

そして、福祉避難所の今後の対応（案）として次の諸点を挙げている。

○ 福祉避難所

- ・災害対策基本法の改正（H25）により位置づけられた要配慮者の「福祉避難所」に

ついて、さらに指定を進めていくよう防災基本計画に明記。

→今回の地域防災計画の修正に反映

- ・福祉避難所の確保・ガイドラインの改訂（H28.4）を踏まえ、「災害時要配慮者避難支援ガイドブック」改訂作業中
- ・避難所を設置する各市町村が「災害時要配慮者避難支援ガイドブック」を活用し、一般避難所と福祉避難所の区別について周知徹底を図るとともに、一般避難所においても要配慮者への適切な支援が可能な福祉避難コーナーの設置、運用訓練を実施
- ・福祉避難所が適切に利用されるよう個別避難計画の作成を進める。

⑨ 福祉避難所について、内閣府は今年1～2月、全国の自治体を対象に調査を実施した。2014年10月の調査では、指定避難所ではないが災害時に福祉避難所として協定を結んでいる施設は件数に含んでいなかったが、今回は対象に加えた。

2016年10月時点で九州で最も多いのは、福岡県の611件で14年10月から133件増えた。佐賀県は57件増の97件にとどまり、地域差も浮き彫りになった。

九州7県の福祉避難所の指定件数

	2016年10月	2014年10月
福 岡	611	478
佐 賀	97	40
長 崎	378	271
熊 本	486	399
大 分	360	350
宮 崎	174	36
鹿 児 島	380	85
九州7県	2,486	1,659
全 国	20,185	7,647

福祉避難所を指定していないのは全国で147自治体に上り、住民に福祉避難所の所在を周知していない自治体も28.4%あった。福祉避難所の運営マニュアルは「作成済み」が16.5%にとどまり、「作成中、作成を具体的に検討中」が42.6%、「作成していない」が40.9%となった（この項、西日本新聞2017年5月7日）。

超高齢社会がますますすすむ今日、福祉避難所や一般避難所における災害弱者の課題も重要である。

▽ ▽ ▽

わずか3日間（実質2日間）の視察等と、ホームページの検索によつての論考なので、きわめて不十分なものである。引き続き、機会があれば現地を訪問、ヒアリングするとともに、現地で活動している方々からの意見、批判等を期待したいと思う。

また、東日本大震災のサポートセンターにおいては、筆者の関心事はその運営だけでなく、災害公営住宅などへの機能移行や、平時の、たとえば地域包括ケアシステムなどにお

ける位置づけなどであったが、熊本地震の被災地の復興の過程で、地域支え合いセンターの機能をどのように平時の機能として移行していくのかについても注目していきたいと考える。

<追記>

本稿を執筆した後、福岡県北部を中心に激しい豪雨が襲って大きな被害が出ている。大地震や「これまでにない豪雨」などが避けられないとすれば、被害を最小化する対策や避難勧告・避難指示のあり方、避難所や仮設住宅における生活支援など、向き合うべき課題に対して真剣に対応することが求められている。

(いとう ひさお 東京自治研究センター理事、認定NPO法人まちぼっと理事)

キーワード：応急仮設住宅／地域支え合いセンター／
福祉避難所／情報通信技術の活用